

- A市は、避難所外避難をしている多くの市民から、避難者の安否確認のため、避難所にいる避難者の情報をコミュニティFMで発信してほしいとの要望を受けた。なお、避難所にいる避難者の情報については、A市において、避難所名簿の作成により把握している。
- このため、A市職員は避難所名及び個人を識別可能な情報（氏名、性別、年齢）を、事前に災害時に関する協定を締結していたA市のコミュニティFMに提供し、読み上げてもらった。

個人情報を取り扱う主体

取り扱う情報のフロー

個人情報の利用目的

災害対策本部 避難班
 (ex.市区町村の教育政策課)



- 避難所にいる避難者の人数把握
- 必要物資の把握

災害対策本部 指令班
 (ex.市区町村の危機管理課)



A市のコミュニティFM



- 避難所にいる避難者について、その情報を把握できていない親族に対しての情報提供



論点①（事前の防災協定以外の細目的取り決め） （論点となる防災業務④災害対策本部業務での活用）

想定されるケース

- 災害時の情報取得に当たっては、瞬時かつ一斉に、信頼できる情報を伝達することができる点に、放送の優位性が認められる。総務省のインターネットアンケート結果によると、「災害の情報を収集するのに最も利用するメディア」として、63.6%が放送（テレビ・ラジオ）を選択するなど、国民からの期待も非常に大きい。さらに、60代では78%が放送を選択するなど、とりわけ災害弱者となりやすい世代が活用する傾向にある。
（出典）総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会（令和2年2月21日）」
- **自治体は平時から通信事業者や電気工事業協同組合等と災害時の協力協定を締結している。**
- 例えば、一例であるが、ある自治体の災害時の放送に関する協定書では、
（災害放送依頼の手続）
第4条 甲（自治体）は、乙（放送事業者）に対し、次の事項を明らかにして災害放送の依頼をするものとする。
（1）放送依頼の理由
（2）放送の内容
（3）希望する放送の日時
（4）その他必要な事項

（実施細目の協議）
第7条 災害放送に関し、**必要な細目事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。**

上記のような記載がされているものがある。



論点

- （4）その他の必要な事項又は別途定める実施細目の中で**事前に、名簿情報の提供形式・保存方法（廃棄方法）・放送事業者内における当該情報項目の管理責任者を定めておくことが必要でないか。**

例えば、災害時の放送に関する協定の中で別記として以下のような規定を設けることが考えられるのではないか。

- （1）情報の提供形式については閲覧者を制限する形での電子媒体に限る
- （2）災害対応終了後、1か月以内に適切な方法で廃棄
- （3）管理責任者は乙における〇〇課長



想定されるケース

- 個人情報保護法第六十九条 2 項において個人情報の利用目的以外の目的のための利用及び提供について規定されており、**2項一号で本人の同意があるとき、四号で本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合およびその他保有個人情報を提供することについて特別な理由があるときは、提供できるとされている。（民間放送事業者による放送については、個人情報保護法の民間規律が適用される。）**
- 指定避難所に受け入れている**避難者に対して、避難所担当職員が避難者カードを配布。**カードには「安否情報の照会があった際には開示することがある」として、**請求先への開示について本人同意を取得している。**

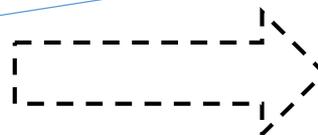


論点

- 上記のとおり個人情報保護法上、行政機関等が提供するにあたり、必ずしも同意を得なければならないとはされてはいない。一方で、民間放送事業者が当該個人情報を提供（放送）する場合においては、個人情報保護法上の民間規律により本人同意が必要となる。
- しかしながら、放送事業者は、行政機関等から提供を受けた避難者名簿について、その避難者一人ひとりの本人同意を得ることは実態として困難である。
- 避難者名簿については、避難者が避難所に入る際、避難者本人が必要事項を記載するものであり、その際に安否照会に対する情報開示について本人同意を取得している例もあることから、民間放送事業者による提供（放送）についての本人同意の取得は可能である。**そのため、行政機関等が避難者名簿を作成する際に、**放送事業者による放送を前提とした、本人同意を放送事業者に代わって取得しておくべきではないか。（下記記載例黄色箇所）**
- 取得にあたり、配偶者からの暴力等の事情から同意できない場合は、チェック項目を設けて不同意を確認すべきでないか。**
- 提供される項目は**避難所名・氏名・年齢で十分ではないか。（性別は不要か。）**

（自治体地域防災計画を参考に作成）

避難者名簿	
避難所名	
入所日時	
ふりがな	
氏名	
避難者名簿の掲示・公開※ 同意する・同意しない	
その他、特に申告する必要があること（けが、病気の状況や特別な配慮が必要な情報など）※2	
一部省略	
※避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親類縁者からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。	
※2 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の事情により個別の安否確認の問い合わせに応じることに不都合がある方はその旨記載してください。	



避難者名簿	
避難所名	
入所日時	
ふりがな	
氏名	
避難者名簿の掲示・公開※ 同意する・同意しない	
その他、特に申告する必要があること（けが、病気の状況や特別な配慮が必要な情報など）※2 ※避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親類縁者からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。 ※2 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の事情により個別の安否確認の問い合わせに応じることに不都合がある方はその旨記載してください。	
災害対策本部における判断次第で以下の方法で該当する個人情報を公表する場合がございます。 同意いただける場合は□にチェックをお願いします。 □安否不明者情報の伝達を目的とした地域ラジオ（コミュニティエフエム）において、個人名・年齢の放送 ※配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の事情がある場合はチェックいただくことなく構いません。	